

令和8年度採用

いわき市立保育所 会計年度任用職員（事務補助職員）採用試験

受 験 案 内

○受付期間 令和8年8月14日（金）以降随時受付

職種・募集人員・職務内容・受験資格

職種	募集人員	職務内容	受験資格
事務補助職員	パートタイム 1名	市立保育所における事務補助業務 ・文書整理全般（保護者への配布物のコピーやファイリング） ・パソコンでのデータ整理や文書作成 ・来客や電話対応、クラスへの伝達 ・電子メールの確認や印刷、回覧準備 ・行事等の準備や後片付け ・園内外の整理整頓、環境整備 ・植木や花壇の手入れ、除草作業など 災害対応業務	Word・Excel 及び電子メール等、パソコンの基礎的操作ができるもの

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ※ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の規定により、懲役又は禁錮の刑について、拘禁刑に処せられたものとみなされます。
- ・いわき市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【特記事項】

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に

基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容はP 5 参照条文をご参照ください。

試験の方法・内容

- 1 次のとおり「書類審査」及び申込者との個別面接による「口述審査」を実施します。
- 2 合格者（内定者）は、総合得点の高い者から順に決定します。

区分	内 容
書類審査	採用試験申込書による選考（経歴、資格、志望理由等）
口述審査	個別面接

試験の日時・場所・合格通知

区分	日程	場所	合格（内定）通知
書類審査	随時受付いたします。	－	－
口述審査	書類審査後、応募者と日程調整のうえ随時実施。	いわき市役所	口述審査の約2週間後 （郵送により合否通知を発送）

※ 口述審査の日時等の詳細は、応募者と調整のうえ行います。

合格から採用まで

- 1 合格者（内定者）の正式な採用決定は、採用日の2週間程度前に、別途郵送により通知します。
- 2 採用試験申込書等の書類の記載事項に虚偽の内容があった場合には、採用後であっても失職する場合があります。

申込手続き方法

提出書類に不備等がある場合は不受理とさせていただく場合があります。受験案内や提出書類に十分に目を通し、確認のうえ、申込手続きを行ってください。

1 受験申込書の入手方法

採採用試験申込書等は、いわき市ホームページからダウンロードするか、保育・幼稚園課窓口で配布している指定様式を使用してください。

2 申込方法

保育・幼稚園課に次の書類を提出してください。

提出の際には、「職員採用試験申込書在中」と記入した封筒に封入のうえ、提出してください。

○ 提出書類

① 採用試験申込書（事務補助）

必要事項を応募者本人が手書きし、指定サイズの写真（直近3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付したもの。

② 誓約書

③ 合否通知用の返信用封筒（長3封筒に宛名を記載し、110円切手を貼付したもの。）

3 受付期間

随時受付いたします。

・受付事務は、午前8時30分から午後5時まで。

勤務条件について

任用期間	採用日～令和9年3月31日
勤務日数・時間	週5日 ※基本的には8：30～12：30の1日あたり4時間 ※時間外勤務の場合あり
勤務場所	鹿島保育所
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※土曜日、日曜日に出勤の場合は、休日振替等により対応
給与（報酬）	日額 4,910円 ※支給日は翌月15日
手当	条例の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当、超過勤務手当を支給。
休暇	年次有給休暇：12日（9月採用の場合） その他、夏季休暇などの特別休暇あり
退職手当	支給なし
社会保険・雇用保険	健康保険（共済組合）及び厚生年金保険、雇用保険は、勤務日数や時間に応じて、要件を満たす場合にのみ加入（個人負担あり）
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度あり

その他	・地方公務員法上の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 ・地方公務員法第 29 条の各号に該当する行為をした場合、懲戒処分として戒告・減給・停職または免職の処分を受けます。 ・任用後 1 月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後の 1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、勤務日数が 15 日に達するまで延長されます。 ・任用期間の勤務実績に基づく能力の実証などより、翌年度以降に再度の任用を行う場合があります。
-----	--

その他

- ・受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ・合否について、電話や郵便などによるお問い合わせにはお答えできません。
- ・この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。
- ・障がいのある方で、受験に際して会場など配慮が必要な方は、必ず申込時に電話等で相談してください。申込締切後に申し出された場合、対応できないことがあります。
- ・申込書に記載された個人情報について、いわき市会計年度任用職員に係る採用試験及び任用の手続きに必要な範囲で利用します。

問い合わせ・書類提出先

いわき市こどもみらい部保育・幼稚園課 幼保人材育成係（本庁舎 7 階）
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
電話 （直通）0246-22-7437

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。